



福岡医発第 3126 号 (地)
令和 7 年 2 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省保険局より日本医師会を通じて通知がありました。

本件は、令和 7 年 2 月 18 日付けで標記省令が改正され、本年 2 月 25 日より保険医の新規登録の申請手続きが一部変更となる旨を通知するものです。

変更の概要は下記のとおりですが、詳細は添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

＜令和 7 年 2 月 25 日からの保険医の新規登録申請について（概要）＞

- ・ マイナポータルから個々人で申請できるようになること。
- ・ 書面申請の場合でも、マイナンバーの記載が原則必須となること。
- ・ これまでのように、保険医療機関において新規入職者分の保険医等の登録申請をとりまとめて（代理で）申請する場合、追加書類として委任状と代理人の身元確認書類が必要となること。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1977 号（保険）
令和 7 年 2 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録
に関する省令の一部を改正する省令の公布について

令和 7 年 2 月 18 日付けで標記省令が改正され、本年 2 月 25 日より保険医の新規登録の申請手続きが一部変更となります。

変更の概要は下記のとおりですが、詳細は添付資料のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

＜令和 7 年 2 月 25 日からの保険医の新規登録申請について（概要）＞

- ・ マイナポータルから個々人で申請できるようになること。
- ・ 書面申請の場合でも、マイナンバーの記載が原則必須となること。
- ・ これまでのように、保険医療機関において新規入職者分の保険医等の登録申請をとりまとめて（代理で）申請する場合、追加書類として委任状と代理人の身元確認書類が必要となること。

＜添付資料＞

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について
(令7.2.18 厚生労働省保険局長)
2. 周知用リーフレット

保 発 0218 第 7 号
令 和 7 年 2 月 18 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、本年 2 月 25 日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録の事務において個人番号を利用することが可能となったことに伴い、保険医等の指定について国家資格等システムを活用した手続のデジタル化を開始するため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）を改正し、所要の規定の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 保険医等について、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等に係る手続のデジタル化を行う上で、登録の申請等を行う際に個人番

号を収集する必要があることから、登録省令において定めている登録に係る申請書の様式に、個人番号の記載欄を設ける。

- 現在運用で当該申請書への添付を求めている医籍、歯科医籍及び薬剤師名簿の登録番号並びに登録年月日を確認することができる書類の写しについて、登録省令において当該申請書の添付書類として位置付ける。
- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

(1) 令和7年2月25日から施行する。

(2) 様式の改正に伴い、以下の経過措置を設ける。

ア 改正省令の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。

イ 改正省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きが一部変わります

変更点の概要

- ✓ 令和7年2月25日から、保険医・保険薬剤師の新規登録の申請について、マイナポータルから個々人で申請できるようになります。
- ✓ 書面申請の場合でも、マイナンバーの記載が原則必須になります。

これまでのようにとりまとめて申請される場合の注意点

- ✓ 保険医療機関・保険薬局において、新規入職者分の保険医・保険薬剤師の登録申請を、とりまとめて（代理で）申請いただく場合、追加書類として委任状と代理人の身元確認書類が必要になります。

具体的な提出書類

- ✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証（オンライン発行されたものを含む）

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
・マイナンバーカード ・個人番号通知カード(有効なものに限る) ・個人番号の記載のある住民票	・マイナンバーカード ・以下の書類のいずれか1つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など ・以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書 など



令和7年2月25日から保険医・保険薬剤師の登録申請がマイナポータルからできるようになります。

- 医師・歯科医師・薬剤師の方が免許取得後、初めて保険医療機関や保険薬局で勤務されるときには、保険医や保険薬剤師の新規登録が必要です。この手続きは、紙だけでなく、**令和7年2月25日から、マイナポータル**でできるようになります。
- マイナポータル上で手続きをすると、**オンライン上で手続きが完結し、紙の提出が不要**になります。ぜひご活用ください。

※これまでの紙申請も引き続き可能ですが、マイナンバーの記載が原則として必要など、変更点があります。書面申請時の注意事項については、裏面をご参照ください。

オンライン申請のしかた

※画像はあくまでイメージです

申請に必要なもの：マイナンバーカード、PC・スマートフォン等、医師（歯科医師、薬剤師）免許又は登録済証

マイナポータルにログイン



「さがす」から「#国家資格」または「証明書」を押下



「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下



保険医または保険薬剤師を選択



画面の案内に従って申請開始

オンライン申請の積極的なご利用をお願いします。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

書面申請時の注意点

- 登録申請書に、マイナンバーの記載が原則として必須になります。
- また、本人確認のために、厚生局の窓口で、番号確認書類や身元確認書類を提示することが必要になります。（郵送では、これらの写しの添付が必要になります。）
- 保険医療機関・保険薬局でまとめて代理申請される場合は、委任状等が必要になりますので、勤務される予定の保険医療機関・保険薬局にもご相談ください。

具体的な提出書類

✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による、書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
- マイナンバーカード - 個人番号通知カード(有効なものに限る) - 個人番号の記載のある住民票	- マイナンバーカード - 以下の書類のいずれか1つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など - 以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書など

よくあるご質問

Q1 登録申請書へのマイナンバーの記載は義務ですか？

A1 はい。番号法及び省令に基づき、保険医・保険薬剤師の登録申請にマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

Q2 保険医療機関や保険薬局が代理申請する場合に必要な、委任状や受任者の身元確認書類は、必須ですか？

A2 はい。委任状等は、番号法に定められた代理申請に必要な書類です。

Q3 委任状の様式は、なにか定められたものを使う必要がありますか？

A3 形式は問いませんが、厚生省及び各地方厚生局HPにひな形を公開していますので、こちらをお使いいただくか、これに準じた様式での提出をお願いします。（医療機関・薬局のご担当とも、ご相談ください）

